

平成25年4月1日施行

練馬区 暴力団排除条例

暴力団が区民の生活および区内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識のもと、暴力団を排除するという区の考えを明確に示すことで、区のさまざまな事務事業から暴力団の関与を排除するとともに、区民の皆さまと連携して、社会から暴力団を排除していく機運を高めていきます。

練馬区暴力団排除条例の基本理念

- ・暴力団と**交際しない**
- ・暴力団を**恐れない**
- ・暴力団に**資金を提供しない**
- ・暴力団を**利用しない**

暴力団に関する相談

- 警視庁暴力ホットライン(24時間受付)
電話 03-3580-2222
- 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
(平日9時から17時まで)
電話 0120-893-240
- 練馬警察署 電話 03-3994-0110
- 光が丘警察署 電話 03-5998-0110
- 石神井警察署 電話 03-3904-0110

練馬区暴力団排除条例に関するお問い合わせ

- 練馬区 安全・安心担当課
安全・安心担当係
- 住所 〒176-8501
練馬区豊玉北6丁目12番1号
- 電話 03-5984-1027
- FAX 03-3993-1194

練馬区暴力団排除条例の主な内容

区の責務

区は、区民・事業者の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進します。

区民・事業者の責務

- ・暴力団排除活動に資する情報を知った場合の区または警察等への情報提供に努めます。
- ・区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画、協力するよう努めます。
- ・暴力団排除活動に自主的かつ相互に連携して取り組むよう努めます。

区民・事業者の安全確保のための措置

区は、区民・事業者が暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団または暴力団員から危害を受ける恐れがあると認められるときは、警察に対し、区民・事業者の安全で平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるよう要請します。

区の事務事業に係る暴力団の排除措置

区は、区が行う事務事業(契約、公の施設の利用等)から暴力団を排除します。

区民・事業者に対する支援

区は、区民・事業者が暴力団排除活動に自主的、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民・事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

青少年に対する措置

区は、青少年の教育、育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団への加入や暴力団との接触による犯罪被害を防ぐための指導、助言等、必要な措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

祭礼等における措置

祭礼、興行その他の行事の主催者や運営に携わる者が、その運営に暴力団または暴力団員を関与させないなど、必要な措置を講ずることができるよう、区は警察等と連携し、情報の提供、助言を行います。